

箕面市所管特定非営利活動法人各位

箕面市人権文化部生涯学習・市民活動室長

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号平成28年6月7日公布）の一部の施行日及びこれに伴う特定非営利活動法人の定款変更について（お知らせ）

大寒の候 貴法人におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市市民活動促進施策各般にわたり格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）の一部の施行日が確定しましたので、下記のとおりお知らせします。

これに伴いまして、施行日までに特定非営利活動法人における貸借対照表の公告方法を選択し、定款において明らかにする必要があります。未対応の特定非営利活動法人におかれましては、必要に応じて、定款変更手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、下記施行日までは、従前どおり「資産の総額」の登記が必要であり、施行日以前に作成した貸借対照表で直近のもの（特定貸借対照表）についても公告が必要となります。詳しくは別添資料をご覧ください。

なお、箕面市では定款変更の事前相談を受け付けていますので、ご不明な点等ございましたら、生涯学習・市民活動室あてお問い合わせください。

記

改正法の一部の施行日（貸借対照表の公告に係る規定（法第28条の2）の施行日）

「平成30年10月1日」

【問い合わせ先】

箕面市人権文化部生涯学習・市民活動室

市民活動グループ

〒562-0003 箕面市西小路4-6-1

電話：072-724-6729 FAX：072-721-9907